お知らせ

古物商・質屋の皆様へ

令和６年４月１日から

ウェブサイトへの氏名等の掲示

が義務付けられます※

トップページなど消費者の目につきやすい箇所に

- 氏名又は名称
- 許可証番号
- 許可公安委員会名

を掲示してください

※　ウェブサイトを利用した非対面取引をしない営業者で次のいずれかに該当する場合は掲示義務が免除されます

- 常勤する従業者が５人以下
- ウェブサイトを有していない

福岡県警察

https://www.police.pref.fukuoka.jp/